

生 特 ． 庶 第 83 号

平成 31 年 3 月 12 日

平成 31 年 12 月 31 日まで保存

日本私立大学協会

会 長 大 沼 淳 殿



警視庁生活安全特別捜査隊長

貴協会に加盟する大学に対する情報提供及び注意喚起について（依頼）

記

貴協会におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当隊は、警視庁組織規則（東京都公安委員会規則）に基づき、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（東京都条例）違反の取締りを所掌する所属であり、同条例を根拠として、都内の盛り場等における客引き行為や勧誘（スカウト）行為等の取締りを推進しているところですが、大学生によります当該行為の検挙人員は、昨年と一昨年とを比較しますと、貴協会の御協力もあり減少に転じたとはいえ、依然として、都内の大学等に在籍する学生が、違法な客引き行為やスカウト行為により同条例（第7条）違反で検挙されるケースが後を絶ちません。

違法な客引き行為等は、盛り場の風俗環境を悪化させる大きな要因となる犯罪であることから、警視庁としても、都民生活の安全・安心を確保するとともに、「東京2020大会」に向け、健全な盛り場環境を再生すべく、今後はより一層、取締りを強化推進していくところであります。

取締りを受けた学生の大半は、客引き行為等の違法性を認識しつつも、「友人や先輩もやっているから大丈夫だ。」などと安易に考え、アルバイト感覚でこれらの違法行為に及んでおり、犯罪意識が極めて希薄な現状にあります。

我が国の将来を担う学生が、万が一にもこのような犯罪行為に手を染めることのないよう、貴協会がその事業内容とされている「学生の生活向上に必要な援護及び厚生補導」の一環として、貴協会に加盟する大学に対する情報提供、

・ 大学が所在する場所を管轄する警察署への講話の依頼促進及び学生に対する注意喚起、

・ 大学内掲示板等への当庁配布ポスターの掲示依頼について、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。